## 病児保育事業に対する国の支援拡充等を求める意見書

少子化が進む我が国にあっては、子供を安心して産み育てるための施策はますます重要になっています。特に、共働きの家庭やひとり親家庭にあっては、子供の急な病気に対する支援の必要性が高まっています。国はこの点を重要視され病児保育を法律で定めています。法律では市町村といった基礎自治体が実施主体として定められておりますが、市町村の財政規模によっては、十分に実施できていない自治体もあります。本市におきましても、病児保育の必要性は高く、民間事業者の御協力をいただきながら、現在3施設が稼働しております。

病児保育に係る公的支援は、国・都道府県・市町村がそれぞれ3分の1ずつ支出しておりますが、現行制度のままでは、今後の安定的な施設の運営は難しいと感じております。また、現在、病児保育施設への医師の回診には公的支援が出ておりませんが、病気の子供を預かるといった事業内容からして問題であると思います。そこで、以下の点を要望いたします。

- 1. 病児保育に関する国からの支援を拡充すること。
- 2. 病児保育事業への国・都道府県・市町村の支援の在り方を見直して、利用人数 の増減により施設の安定的運営が損なわれないような対策を講じること。
- 3. 病児保育の基礎自治体間の連携を支援すること。
- 4. 病児保育に対して、医師の回診を原則義務化し、必要な経費は国が支出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月23日

大 和 市 議 会